

誓約書

令和 年 月 日

豊島区長

（ 申 出 者
又 是
委 託 元 ） 住 所
氏 名 印
(法人にあつては名称及び代表者氏名)
電 話

（ 閱 覧 者
又 是
担 当 者 ） 住 所
氏 名 印

（ 閱 覧 者
又 是
担 当 者 ） 住 所
氏 名 印

（ 閱 覧 事 項
取 扱 者 ） _____

(閲覧事項取扱者は、申出者が個人の場合は、指定する者の住所・氏名を記入してください。申出者が法人の場合は、当該法人の役職員又は構成員のうち、閲覧事項を取り扱う者の部署名及び個人名を記入してください。)

閲覧請求書に記載した利用目的により閲覧をするにあたり、裏面の誓約事項を遵守します。

誓約事項

1. 住民基本台帳閲覧申出書に記載した利用目的以外には一切使用しません。
2. 閲覧により知り得た情報は、他に漏洩することのないよう適正に管理し、その目的達成後は焼却等の方法により速やかに廃棄処分いたします。
3. 閲覧時は、「不特定多数の住民に係わる閲覧の案内」を遵守し、職員の指示に従います。
4. 区長が、申出者、閲覧年月日、利用目的の概要、閲覧に係わる住民の範囲について公表することを承知します。
5. 閲覧を行なうにあたり、住民基本台帳法の規定を遵守します。なお、同法第11条の2第11項の規定に基づく報告徴収を区長より求められた場合は応じます。
6. 個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報取扱事業者の場合、同法の規定に基づき、個人情報を適正に取り扱うことを遵守します。
7. 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行なう世論調査にあつては、その調査結果に基づく報道が行なわれることにより、その成果を社会に還元します。
8. 大学その他の学術研究を目的とする機関もしくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行なう調査にあつては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることにより、その成果を社会に還元します。
9. その他、7及び8以外の調査研究にあつては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれる等その成果を社会に還元します。
10. 上記7から9における報道もしくは公表を行なった際は、閲覧日から6カ月以内に、その成果を区長に報告します。